

移動教育委員会と 地域住民との意見交換会

市民の皆様には教育委員会の理解を深めていただくために、通常、市民館で開催している教育に関する会議を傍聴していただく機会を設けています。

■開催 8月10日(火)

■場所 水之上小学校

①移動教育委員会

■時間 午後2時～

午後3時15分(予定)

■主な議案

垂水市教育委員会の事務点検および評価について

■主な報告事項

学校教育・社会教育・市民スポーツ等に関する事項

■傍聴方法

開催時刻5分前までに受付

②地域住民との意見交換会

■時間 午後3時30分～

午後4時30分(予定)

■テーマ

家庭の教育力向上の為に、学校と家庭、地域がどのように連携を図ればよいか。

◎問い合わせ先

教育総務課 ☎32-7211

保健・福祉

小規模多機能型居宅 介護のご利用案内

■小規模多機能型居宅介護とは

ご自宅での生活が継続できるよう、介護事業所への通いを中心として、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者の希望などに応じ、訪問や宿泊を組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

■市内事業所

①ほほえみ(海潟502番地1)

☎32-5708

②ひまわりの里(錦江町1番地

239) ☎32-6666

③くぬぎの里(柘原625番地1)

☎35-3636

④恵典の泉(新城732番地1)

☎34-3511

※介護保険サービスについてお

困りな方は、左記問い合わせ

先までご連絡ください。

◎問い合わせ先

保健課介護保険係

☎32-1116

地域包括支援センター

☎32-5111

令和3年度移動援護 相談のご案内

戦傷病者や戦没者等のご遺族に対する援護や軍人恩給に関する疑問等について、県庁社会福祉課の職員が、直接、県民の皆様のご相談に応じます。この機会に遠慮なくご相談ください。

■開催 9月16日(木)

■時間 10時30分～14時30分

■場所 垂水市市民館

■相談内容

①戦没者等の遺族への特別弔慰金

②戦没者等の妻への特別給付金

③戦傷病者等の妻への特別給付金

④援護年金

⑤旧軍人の恩給や扶助料

⑥その他、日頃から援護や恩給に

関して疑問に思っていること

■その他

・事前申込みは必要ありません。

・直接会場へお越しください。

・相談内容に関する資料をお持ち

の方は、当日ご持参ください。

・県のホームページにも情報を

掲載しています。

◎問い合わせ先

県庁社会福祉課恩給係

☎099-28612828

ヘルプマークの 配布開始について

■ヘルプマークとは

支援を必要としている方が、災害時や緊急時、日常で困ったことがある場合に、ヘルプマークを提示することで、支援を求められることができます。



■ヘルプマーク配布対象者

義足・人工関節を使用している方、内部障害・難病の方、妊娠初期の方など、外見から援助等が必要なが分からず、日常・災害時などにおいて、配慮や支援を必要とする方。

■配布開始日 7月1日

■配布窓口 福祉課

■配布方法

趣旨にご理解いただき、アンケートに記入いただいた上で、申込者1人につき1枚配布します。

※障害者手帳や介護認定の有無は問いません。

※交通機関割引・福祉サービスを受けることはできません。

◎問い合わせ先：福祉課障害福

祉係 ☎0994-32-1115

児童福祉支援 各種手当の現況届

各種手当の受給者は、毎年、現況届の提出が必要です。

※提出がない場合、手当を受け

られないことがあります。

※扶養義務者や世帯員の所得状

況等で受給できない場合や、一

部停止になることがあります。

■現況届の提出期間

①児童扶養手当

ひとり親家庭医療費助成金

8月2日(月)～31日(火)

②特別児童扶養手当

8月12日(木)～9月13日(月)

③障害児福祉手当

④特別障害者手当

8月12日(木)～9月13日(月)

■手続方法

現在受給中(停止中含む)の方は本人に通知します。福祉課子育て支援係・障害福祉係にてお手続きください。また、下記の受給要件を満たしている方で、手続きをされていない方は、関係へお問い合わせください。

◎問い合わせ先：福祉課子育て

支援係・障害福祉係

☎内線124・127

各種手当のご紹介

①児童扶養手当

■受給者要件

- ・父または母と生計が別の児童を監護している父または母(父子家庭の父または母子家庭の母)
- ・父母のいない児童を監護している里親以外の養育者
- ・父または母が重度障害の状態にある児童の父または母

■手当の対象となる児童

18歳になる日以降の最初の3月31日までの児童(障害を有する場合は20歳未満)で次に該当する者

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が法令で規定する障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が継続1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が裁判所のDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令で継続1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童(認知含)
- ⑨上記①～⑧への該当が明らかでない児童

■手当額(月額)

- ①児童が1人の場合 10,180円～43,160円
- ②児童が2人の場合 5,100円～10,190円加算
- ③児童が1人増す毎に 3,060円～6,110円加算

②特別児童扶養手当

■受給者要件

精神または身体に障害のある児童を監護する父か母または父母に代わって養育している方

■手当の対象となる児童

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除きます。

■手当額(月額) ※児童扶養手当と併給可

- ①重度障害児1人 52,500円
- ②中度障害児1人 34,970円

③障害児福祉手当

■受給者要件

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除きます。

■手当額(月額) ※特別児童扶養手当との併給可 14,880円 ※今年度は、手当額の変更はありません

④特別障害者手当

■受給者要件

重度の障害があり、常時特別の介護を要する20歳以上の方。ただし、施設などに入所中の方は除きます。

※手当の対象者(次のいずれかに当てはまる方)

- ①おおむね、重度の障害を2つ以上お持ちの方
- ②寝たきり等で、日常生活が1人ではできない方
- ③絶対安静の症状がながく続いている方
- ④重度の精神障害や知的障害により、日常生活能力がほとんどない方

■手当額(月額) 27,350円 ※今年度は、手当額の変更はありません